

平成 25 年度
第 21 回墓地公園運営審議会議事録

平成 26 年 3 月 28 日開催

浦安市みどり公園課

1. **開催日時** 平成 26 年 3 月 28 日（金） 午前 10 時～12 時

2. **開催場所** 浦安市消防本部消防庁舎 3 階大会議室

3. **出席者**

（委員）

喜多村会長、村上委員、板橋委員、杉山委員、渡邊委員、島貫委員、佐々木委員
（欠席） 染谷副会長

（事務局）

長峰都市環境部長、大塚都市環境部次長、知久みどり公園課長、大木課長補佐、
西村係長、遠藤担当

（傍聴人）

なし

4. **議題**

I. 開会

1. 会長・部長挨拶

2. 議事

1) 運営審議会のスケジュールと前回の振返り

2) 樹林墓地永代使用料の設定

3) 答申（案）の確認

4) その他

II. 閉会

- 次回の会議

5. **会議経過**

1) **運営審議会のスケジュールと前回の振返り**

[配布資料に基づき事務局より説明、質疑は下記のとおり]

（会長） 事務局から、生前申込の年齢設定について、具体的根拠の説明があった。意見・質問等はあるか。

[質疑・応答はなく承認された]

2) **樹林墓地永代使用料の設定（案）**

[配布資料に基づき事務局より説明、質疑は下記のとおり]

（会長） 小平霊園の算定方法を参考に、浦安の樹林墓地使用料を算定し、永代使用料については 10 万円～15 万円の範囲と考えると説明があった。意見・質問はあるか。

（委員） 第 1 樹林墓地に何体埋蔵するのか、正式な数を設定する必要がある。また第 2 樹林墓地は敷地面積や収容能力等の違いにより使用料の金額が変わってくるが、その金額の違いはどうするのか？都立小平霊園の樹林墓地は遺骨での埋蔵と粉

骨遺骨での埋蔵で使用料が違うが、浦安市はどうするのか。

(事務局) 第2樹林墓地は、第1樹林墓地の収蔵が一杯となった後に、整備される墓地であり、同時に運営されない計画である。将来的に物価等が変動したら、整備する際に再度検討を行う。樹林墓地への粉骨遺骨の埋蔵については、都立小平霊園は都民全部を対象としている為、粉骨にすることで墓地の収蔵能力が上げられ、また価格も下げられる。しかし浦安市は募集対象を浦安市民のみとしているので対象人数が圧倒的に少ない為、粉骨にする必要がない。粉骨にすれば使用料が下がる可能性はあるが、粉骨にする施設等が必要となる。現在、粉骨での埋蔵は検討しない。

(委員) 樹林墓地の算定方法は市民に公表するのか。

(事務局) これまでの審議内容等を考慮して金額を算定したことを公表し、市民に理解して頂く。

(委員) 現在までに、市民から既存の芝生墓地の使用料金に対して、意見はあったか？

(事務局) 今までにない。一般墓地と比べ安価であるとの意見や、芝生墓地の使用料45万円を分割払い可能か否かという質問はあった。

(委員) 細かい算定根拠が提出されているので、問題ない考える。

都立小平霊園の樹林墓地の使用料金は、134,000円、横浜市メモリアルグリーンは140,000円となっており、浦安の樹林墓地の使用料金が10万～15万円になるというのは相場観を考慮すれば妥当な金額だと考える。但し、樹林墓地の算定内容に駐車場の使用料金が含まれていないが、駐車料金は考慮しないのか。

(会長) 2つの考え方があると思う。一つは市で墓地を運営するのだから、極力安価、あるいは無料にすべきという考え方。もう一つの考え方では、掛かった費用は全て利用者が負担すべきという考え方。民営ではなく市で運営するのだから、市民サービスの意味も含めて、金額を幾らにすべきかを判断するものであろう。

(事務局) 現在、横浜市は埋蔵方式が異なり20万円、八千代市などの民間では30～100万円と高額である。このため、小平霊園以外で他に事例がない為、小平霊園を参考として使用料を算出している。

駐車料金等に関しては、現在も、墓地に歩いて来られる方や、自転車で来られている方等もあり、樹林墓地だけ駐車場の使用料を加算する必要はないと考える。

(会長) この墓地公園は浦安市民に広く開放された墓地であり、誰でも入れる公園としての機能も有している。そういう意味では市が既に一般財源を支出しており、全てが利用者負担とはなっていない。使用料に関しても条例等で定められていくわけだから、後は市が算定根拠を説明できれば良いと考える。

(委員) お墓参りは、一年の中でお彼岸が一番ピークになると想定され、駐車場の事はその際に調整しながら、臨機応変に市が運営されるのが良いと考える。

(会長) 樹林墓地の使用年数を30年で計算しているが、これは樹林墓地が整備されたと同時に満杯になった場合の数字である。満杯にならなかった場合の維持管理費はこの計算では成り立たないがどうするのか。

- (事務局) 樹林墓地の使用料の計算方法は、整備と同時に満杯になった状態で計算している。金額的に少し幅を持たせ、これからまだ検討を必要とする。
- (会長) 埋蔵後 30 年経過したらどうなるのか。
- (事務局) 永代供養なので、その後も遺骨は墓地に残る。
- (会長) 最初に一度使用料を頂くだけだが、30 年が経過した後も継続的に維持管理料が発生すると想定するがどうするのか。穴を掘り返し、埋蔵施設を再度利用するのか。
- (事務局) 穴を掘り返しての再利用はしない。永代墓地として永遠に残していく。
- (会長) 将来、第 1、第 2 樹林墓地共に一杯になったら、第 3 樹林墓地を整備するのか。
- (事務局) 芝生墓地の予定地にまだ余裕があり、そこを樹林墓地とすることも検討する。
- (会長) 時間の経過と共にいずれ遺骨も土に戻るのだから、遠い将来、樹林墓地の埋蔵施設を再利用する方が永続的に使用できるので良いと考える。
- (事務局) 埋蔵室内の遺骨の嵩が沈めば、いずれは遺骨を再度埋蔵することは検討する。
- (会長) 樹林墓地永代使用料の設定については、10 万～15 万円程度で設定をしようという事務局案で承認して良いか。
- [他に質疑・応答はなく承認された]

3) 答申(案)の確認

[配布資料に基づき事務局より説明]

- (会長) 事務局より答申(案)の確認について説明があり、内容をまとめる。計画施設の配置については、複合霊廟、芝生墓地、樹林墓地、管理施設、屋外便所、駐車場、芝生広場等を設置する。墓地施設の整備計画数については、複合霊廟の長期納骨堂は 1,200 基程度、合葬式墓地は 1,600 基程度、短期納骨堂は 400 基程度とし、芝生墓地は 12,500 基程度の整備を計画する。樹林墓地については、第 1・第 2 樹林墓地の最低整備数を 8,300 基程度とする。樹林墓地永代使用の設定については、樹林墓地の永代使用料は 10～15 万円の範囲とする。中間答申で審議した計画施設の概要については、複合霊廟に長期納骨堂、短期納骨堂、合葬式墓地を設置する。標準型芝生墓地(3 m²)の他に小型芝生墓地(1.5 m²)を配置する。共同埋蔵方式の樹林墓地を既存区域と第 3 区に設置する。同じく中間答申で出た施設の申請資格については、生前申請を行う既存の芝生墓地については、浦安市に居住継続 10 年以上又は通算 15 年以上かつ直近継続 3 年以上居住の 70 歳以上の者とする。樹林墓地については、浦安市に居住継続 1 年以上で、65 歳以上の者とする。この答申(案)について、意見・質問等あるか。
- (委員) 告知はいつするのか。
- (事務局) 4 月 1 日以降の広報、ホームページを通じて市民に告知し、パブリックコメントを頂く手順となる。なお 4 月より、毎週木曜日に市長が浦安市内の元町、中町、新町の公民館と、最終日は文化会館で新年度の施策を説明する会を設けている。その機会に樹林墓地と生前申込についての中間答申内容を公表すると思われる。

(会長) 他に何もなければ、答申(案)の確認の内容について、事務局案で決定する。
[他に質疑・応答はなく承認された]

4) その他

(事務局) 4月1日以降の市の広報・ホームページ等で、今日審議した内容等を公表し、パブリックコメントを頂く。

- 次回の会議

(事務局) 次回の運営審議会は平成26年5月27日(火)午前からとし、詳しい時間・会場は後日連絡することです承を得て終了した。